

# 一般社団法人山形県医師会裁定委員会規程

## 第 1 章 裁定委員会

第 1 条 この規程は、定款第 39 条の規定によりこれを設ける。

第 2 条 裁定委員会（以下「委員会」という。）の委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに郡市地区医師会長を兼ねることができない。

第 3 条 委員会に、委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。委員長及び副委員長の選任は、委員の互選による。

第 4 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。

## 第 2 章 裁 定

第 5 条 委員会は、定款第 39 条第 2 項の規定による会長からの諮問事項について審議し裁定する。

2 委員長は、審議に当たって必要と認める場合は、その会員が所属する郡市地区医師会の意見を徴するものとする。

## 第 3 章 会 議

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 その決議は、出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければ、これをすることができない。

第 7 条 委員会の議事はこれを公開しない。

第 8 条 委員長は、裁定の決議をしたときは、議事の経過及び裁定の理由を記載した文書をもって会長に答申しなければならない。

2 会長は、前項の答申があったときは、これを理事会に諮り、その取扱いを決定しなければならない。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。